

令和7年度版「住宅の建替解体」をお考えの方へ

解体補助のご案内(建替解体)

災害に強いまちづくりの推進の一環として、
耐震性のない住宅^(※1)の解体工事費用の一部を補助します。

令和7年5月1日(木)～ 申請受付開始
詳細を説明しますので申請前に必ずお問い合わせください

補助率・補助金額

解体工事に直接かかる費用の2分の1以内の額（令和7年度は上限100万円）



対象者

- ・ 対象となる住宅の所有者(登記事項証明書に記載されている名義人)で、前年の収入金額が給与所得のみの場合は、収入金額が1,442万円以下の方。その他の所得がある場合は、所得金額が1,200万円以下の方。
 - ・ 市税等の滞納がない方。
- (注意)
- ・ 共有の所有者がいる場合は、その全員から事前に同意を得てください。また、同意者から疑義、紛争等が生じた場合は、自ら責任を持って、その疑義、紛争等について解決する旨を確約してください。

対象住宅 (※1)

以下の全てに当てはまる住宅

- ① 市が耐震診断士を派遣して実施した精密耐震診断の結果、総合評点が1.0未満となった住宅又は市が実施した容易な耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅
- ② 個人所有の一戸建て住宅(貸家を除く)で、不動産登記(建築)されている住宅
- ③ 「千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業」において、過去に補助金の交付を受けていない住宅

(注意)

- ・ 住宅は、水回り3点(キッチン・お風呂・トイレ)がある建物とします。(ない場合は要相談)
- ・ 1区画に1軒の住宅が対象であり、離れ、納屋、倉庫、物置、蔵、植栽、塀等を含む外構は対象外です。
- ・ 令和8年2月末までに、工事の実績報告が完了するものに限りします。
- ・ 相続登記が済んでいない住宅、未登記の住宅は対象外です。事前に登記簿の確認をお願いします。
- ・ 施工業者との契約は、交付決定を受けてから行ってください。交付決定日前に契約・着工した場合は補助対象外です。

千曲市 建設部 建築課 電話：026-273-1111（内線3243）

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地